

特定自然観光資源① 縄文杉に至る大株歩道周辺の自然植生

荒川登山口方面から小杉谷、楠川分かれ等を経て縄文杉へ向かう歩道のうち、「大株歩道」はトロッコの軌道敷の終点付近を起点として、縄文杉を通り高塚小屋までの登山道の通称です。

その一部は世界遺産地域にも含まれ、縄文杉以外にも、歩道名の由来にもなっているウィルソン株、大王杉など、ヤクスギの著名木が数多く区間沿いに存在するなど、トレッキングを目的とした観光客に非常に人気が高い登山道となっています。

しかし、近年、大株歩道の利用者数は急増しており、それに伴う歩道周辺への踏み込みや休憩利用により、土壌流出や木の根の露出、植生荒廃の進行、裸地の拡大などが発生し、利用を原因とする自然環境への影響が深刻な状況になっているところです。さらに、特定の混雑日・時間帯においては、縄文杉デッキやウィルソン株等の特定の興味地点における混雑が著しく、荘厳な雰囲気喪失、登山道でのすれ違いの困難さ、トイレ容量のオーバー等の利用環境の悪化が指摘されています。また、ヤクシマザルやヤクシカへの餌やりが常態化しており、生態系のバランスの崩れや野生動物の順化といった問題も懸念されています。

当該地域は国立公園特別保護地区及び保安林等に指定されており、植物の採取損傷や工作物の設置等が規制されています(P58 参照)。また、このような過剰利用や利用マナーの低下に伴う問題への対策については、関係機関でマナーガイドの作成、植生保護デッキ等の整備、携帯トイレの導入等の取り組み等を実施していますが、根本的な原因の解決には至っておらず、特定自然観光資源の指定による法的な利用調整や行為規制(野生動物への餌やり等)の導入が必要といえます。

利用実態	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の9割以上が、縄文杉を見るための日帰り登山者。 ・主要登山口である荒川口と白谷口からの入山者の合計は、近年年間9万人を超え、この10年間で約3倍に増加。 ・12月から2月までのオフシーズンを除き年間を通して利用者が多く、近年では1日当たり500人を超える日も年間20日以上存在し、中には1000人を超える利用日もある。 	
近年の動き	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年に、屋久島山岳部保全募金による山岳トイレ(高塚小屋等)のし尿の全量搬出が開始。 ・平成21年に、山岳部におけるし尿量の削減のために、自分のし尿を自分で持ち帰る携帯トイレの取り組みが開始。 ・平成22年に、自然環境の保全、利用環境の改善のために、屋久杉自然館を発着点とした登山バスの運行による縄文杉荒川登山口車両乗入れ規制がオンシーズン全期間(3~11月)を通して導入開始。 	
利用により生じた主な変化・問題	1. 自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の増加に伴うすれ違いの多発、休憩利用場所の増加、利用マナー低下による登山道外への踏み込みなどにより、登山道周辺植生の荒廃や裸地化の増進等がみられる。 ・野外でのトイレ痕なども散見される。
	2. 利用環境	<ul style="list-style-type: none"> ・特に混雑する日、時間帯においては、縄文杉デッキ上の人数は100人を超え、縄文杉やウィルソン株を見るために長い行列が見られる等、屋久杉の林が持つ荘厳な雰囲気が壊れ、快適な利用環境が損なわれている。 ・上記のような日には、トイレにも長い行列ができ、収容量以上のし尿が溜まることで、悪臭やトイレの故障といった問題も発生。 ・宿泊利用者が多いときには、縄文杉デッキ上にテントを張るような利用者も見られ、他の利用者の迷惑になっている。
	3. 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアでの露出増等の理由から、往復約20kmを歩く縄文杉登山が安易に考えられている場合も多く、軽装登山や体力に見合わない時間設定など、安全意識が低い観光客が増え、事故も頻発するようになってきている。

＜大株歩道の周回ルートについて＞

往復ルートであるために生じている登山者の踏み込み等による植生の影響や登山道の混雑回避等のために、大株歩道の周回化の是非について協議を進めたい。

＜利用調整及び行為規制の概要＞

①目指すべき姿

利用者が歩道周辺のヤクスギ林やコケ類を含む自然植生や、沢・溪谷などの水環境の保全に配慮し、混雑感ができる限り解消された中で、ゆったりと自然の雄大さや自然と人との関わり等について、体験できること。

②利用調整区域

大株歩道入り口から高塚小屋手前までの登山道（大株歩道）の歩道中央部から両側 2 m に含まれる範囲（自然観察道を含み高塚小屋は含まない。）

③利用調整期間

3月1日～11月30日

④立ち入り人数の上限（※平成22年11月時点）

- a. 日帰り利用者 360 人
- b. 宿泊利用者 60 人

※ 平成 23 年は、予約システムの開発及び普及期間として位置づけ利用調整は行わない。

平成 24 年は、観光事業者の制度順応期間及び激変緩和措置として、3 連休以上の連休（最終日を含まない）時には、利用者の人数を暫定的に 420 人+200 人とする。

平成 25 年 3 月からは、420 人での利用調整とする。ただし、学生による研修や教育を目的とした旅行については、別途屋久島町が調整できるものとする。

※ 立ち入りの承認に関する審査基準は別途条例で定める。

※ 利用調整期間中の旧暦 5 月 16 日及び旧暦 9 月 16 日については、山の神を祀る日であるため、極力立ち入りを控えるよう広く協力を求めることとする。

⑤立入りの承認を要しない行為

- ・ 非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。
- ・ エコツアー推進法施行規則第 7 条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合（農林水産業を営むために必要な行為、枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する等）。

⑥行為規制

- サルやシカ等の野生動物に餌を与えること
- 動物（盲導犬・介助犬・聴導犬を除く）を連れて行くこと

特定自然観光資源② 永田浜のウミガメ

永田浜は、永田集落に位置する「いなか浜」、「前浜」、「四ツ瀬浜」の総称で、屋久島最大の砂浜です。この浜には毎年4月下旬から8月上旬にかけて多くのウミガメが産卵のために上陸し、7月上旬から9月下旬にかけてふ化した子ガメが海に帰っていきます。アカウミガメの上陸数においては日本全体の30～40%を占めており、北太平洋最大のアカウミガメの産卵地となっています。このため、ウミガメの保護上非常に重要な場所として、平成14年に霧島屋久国立公園に指定され、指定動物として捕獲・損傷が規制されているほか、平成17年にラムサール条約に登録されています。

近年、永田浜を訪れる観光客は年々増加し、屋久島でも有数の観光地になりつつありますが、ウミガメのフラッシュ撮影や浜への無秩序な立ち入りによるウミガメの産卵やふ化に与える影響の増大が懸念されています。

このような状況を受けて、平成21年にはウミガメの保護と永田浜の適正な利用を図ることを目的に地域の自主ルールとして「永田浜ウミガメ観察ルール」が策定されました。ルールではウミガメの産卵期及びふ化期における夜間の自由な立ち入りを制限するとともに、照明器具を使用しない、フラッシュ撮影をしないといった観察にあたってのマナー事項を取りまとめています。しかしながら、これらの自主ルールには強制力はないことから、特定自然観光資源の指定による法的な利用調整や行為規制（照明器具の使用等）の導入が必要といえます。

利用実態	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年に夜の永田浜に訪れたウミガメ見学者は年間1万人以上。世界遺産に登録された1993年から約4倍に増加。 ・永田ウミガメ連絡協議会がウミガメの保護を目的としたウミガメ観察会等を実施。 ・NPO法人屋久島うみがめ館が上陸・産卵個体数やふ化率・脱出率を把握するため調査研究活動を実施。 	
近年の動き	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度にウミガメの保護と永田浜の適正な利用を図ることを目的に地域の自主ルールとして「永田浜ウミガメ観察ルール」が策定。 ・観察ルール等の結果確認及び必要に応じた見直し等を行う協議期間として、平成21年12月「永田浜ウミガメ保全協議会」が設置。 	
利用により生じた主な変化・問題	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・近年永田浜を訪れるウミガメ見学者が急増し、夜、浜に上陸してくるウミガメの産卵や子ガメのふ化への悪影響が懸念されている。

＜利用調整及び行為規制の概要＞

① 目指すべき姿

- 北太平洋最大のウミガメ上陸地である永田浜におけるウミガメの産卵ふ化環境が適切に保全されること。
- 地元の永田集落における人とウミガメのつながりの長い歴史と経験を活かした適正な利用が実現すること。

② 利用調整区域

特定自然観光資源「永田浜のウミガメ」の全指定区域

③ 利用調整期間

5月1日～8月31日 午後8時～翌日の午前5時

④ 立ち入り人数の上限

- 5月1日～14日 80人／日
- 5月15日～7月31日 130人／1日
- 8月1日～8月31日 120人／1日

※ 立ち入りの承認に関する審査基準は別途条例で定める。

※ なお、5月1日から5月14日については、立ち入りによってウミガメの産卵率、子ガメのふ化率などに影響するおそれがあることから、極力立ち入りを控えるよう広く協力を求めることとする。

⑤ 利用条件

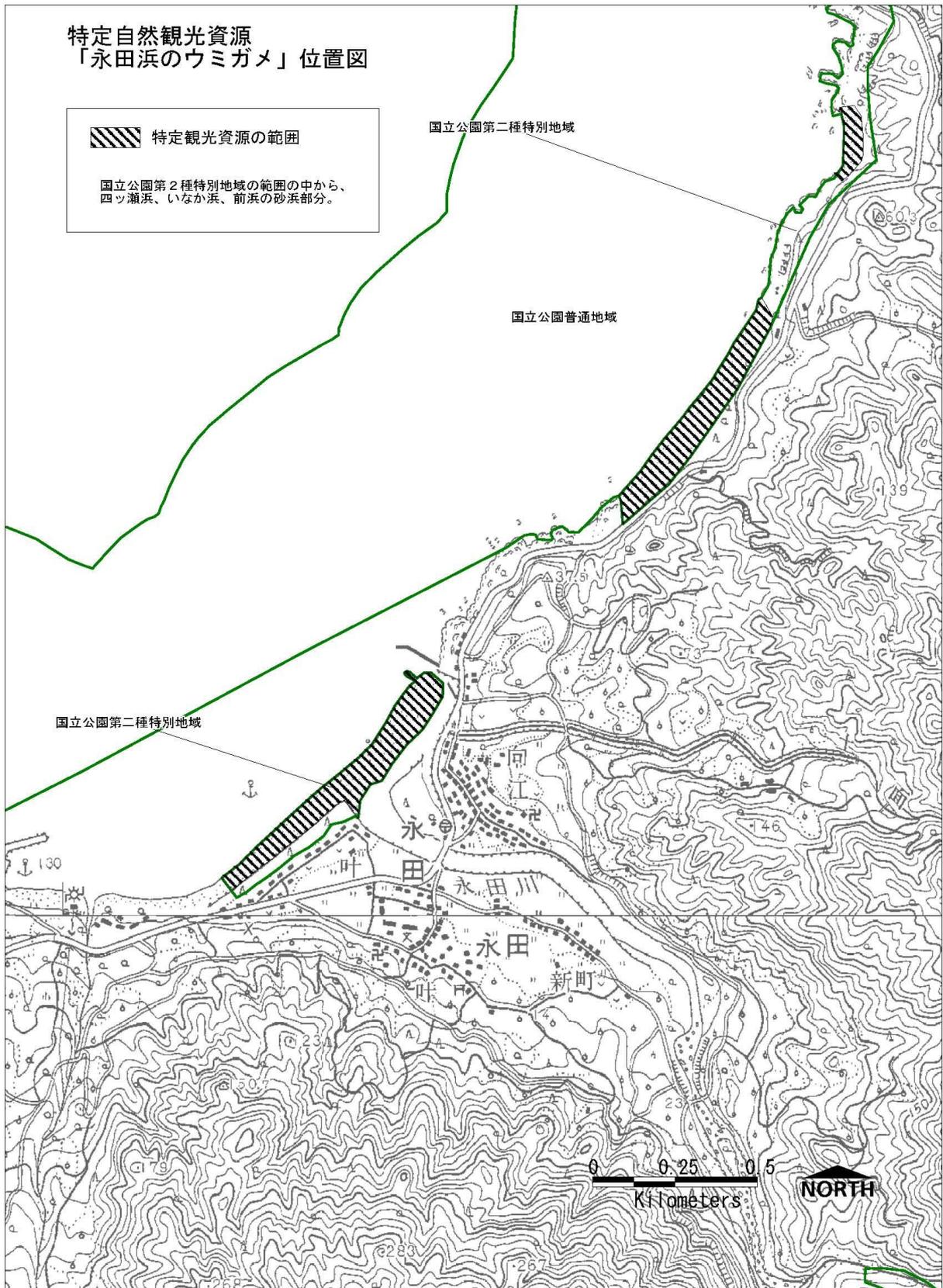
別途屋久島町長が認める観察会等に参加すること

⑥ 立ち入りの承認を要しない行為

- ・ 非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。
- ・ エコツアー推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合（法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと等）。

⑦ 行為規制

- 懐中電灯等照明器具を使用すること（利用調整期間中に限る）。
- ウミガメに光を照らすこと（利用調整期間中に限る）。



特定自然観光資源③ 西部地域の生態系及び歴史的資源

西部地域は、屋久島の世界自然遺産の登録理由の1つである海岸部の亜熱帯から山頂部の冷温帯まで連続した植生の垂直分布が保存されており、世界遺産地域を車道が通っている唯一の場所です。この地域を走る車道は通称西部林道と呼ばれており、頭上を樹木が覆い茂る緑のトンネルが形成されていて、レンタカーやタクシー、バスツアー等による観光利用が活発に行われています。

また、林道周辺の低標高域には、かつて薪炭林として活用されたシイ・カシ類の二次林が広がり、アコウやガジュマルの大木やその樹上に生育するオオタニワタリなど亜熱帯域のダイナミックな自然が見られる他、研究者による長年のフィールド調査の成果により、野生動物の人に対する警戒心が低く、ヤクシマザル及びヤクシカの野生生活を間近で観察することができます。また、住居跡や炭焼き窯跡などが点在し、自然と人との関わりや生活の歴史を垣間見することもできます。

このため、近年、屋久島の新たなツアーポイントとして注目を集めており、ガイドツアーによるトレッキング利用や写真撮影等を目的とした入林が増加傾向にあり、野生動物への餌やりなどの利用者のマナー低下に伴う生態系への悪影響が懸念されています。

当該地域は、全域が国立公園特別保護地区に指定されており、植物の採取損傷や工作物の設置等が規制されています（P59 参照）。また、このような過剰利用や利用マナーの低下に伴う問題への対策については、平成17年にエコツーリズム推進協議会の下部機関として「西部地域の保全・利用作業部会」が設置され、西部地域における保全と利用のあり方について検討が行われてきました。その結果、西部地域が豊富な自然観光資源を有し、生き物同士または、自然と人のつながりを野外で直接観察し、体験し、学ぶことができる最適な場所であること、その利用が自然環境の保全を前提とした限定的なものであること、加えて利用による影響を常にモニタリングによって監視することが確認され、「西部地域保全・利用ルール」が策定されました。今後は、このルールを踏まえて、特定自然観光資源の指定による法的な強制力を持った利用調整や行為規制（野生動物への餌やり等）の導入が必要といえます。

利用実態	<ul style="list-style-type: none"> ・林内への立ち入りは、釣り人やガイドツアー利用者、野生動物の生態調査をする研究者など限定的。 ・平成8年から平成19年までの11年間にガイドツアー利用が1事業者から12事業者增加到増しており、うち6事業者が林内を歩くツアーを実施。 ・エコツアー等で主に利用される地域は、半山及び川原地区であり、特に半山地区では、ガジュマル・アコウの大木や住居跡や炭焼き窯跡など見所が豊富。 	
近年の動き	<ul style="list-style-type: none"> ・屋久島地区エコツーリズム推進協議会に設置された「西部地域の保全・利用作業部会」において、「西部地域保全・利用ルール」が策定。 	
主な変化・問題 利用により生じた	1. 自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・野生のヤクシカ、ヤクシマザルに餌を与える観光客等が少数であるが見られるようになっており、動物の人馴れ等の生態系への悪影響が懸念される。
	2. 利用環境	<ul style="list-style-type: none"> ・人と自然が共生してきた歴史を知ることのできる、森林資源から糧を得ていた時代の貴重な文化的資源の持ち帰りなどが問題視されている。

<利用調整及び行為規制の概要>

① 目指すべき姿

- 利用施設等の整備がなされずに、そのままの自然環境が適切に保全されること。
- 限定した利用のなかで、屋久島の自然の価値及び自然と人との関わりの歴史を直接観察し、体感し、学ぶことができる最適の資源として活用されること。

② 利用調整区域

特定自然観光資源「西部地域の生態系及び歴史的資源」の全指定区域

③ 利用調整期間

通年

④ 立ち入り人数の上限

- a. 半山地区：25 人／1 日（1 団体 7 人まで）
- b. 川原地区：25 人／1 日（1 団体 7 人まで）

※ 立ち入りの承認に関する審査基準は別途条例で定める。

⑤ 利用条件

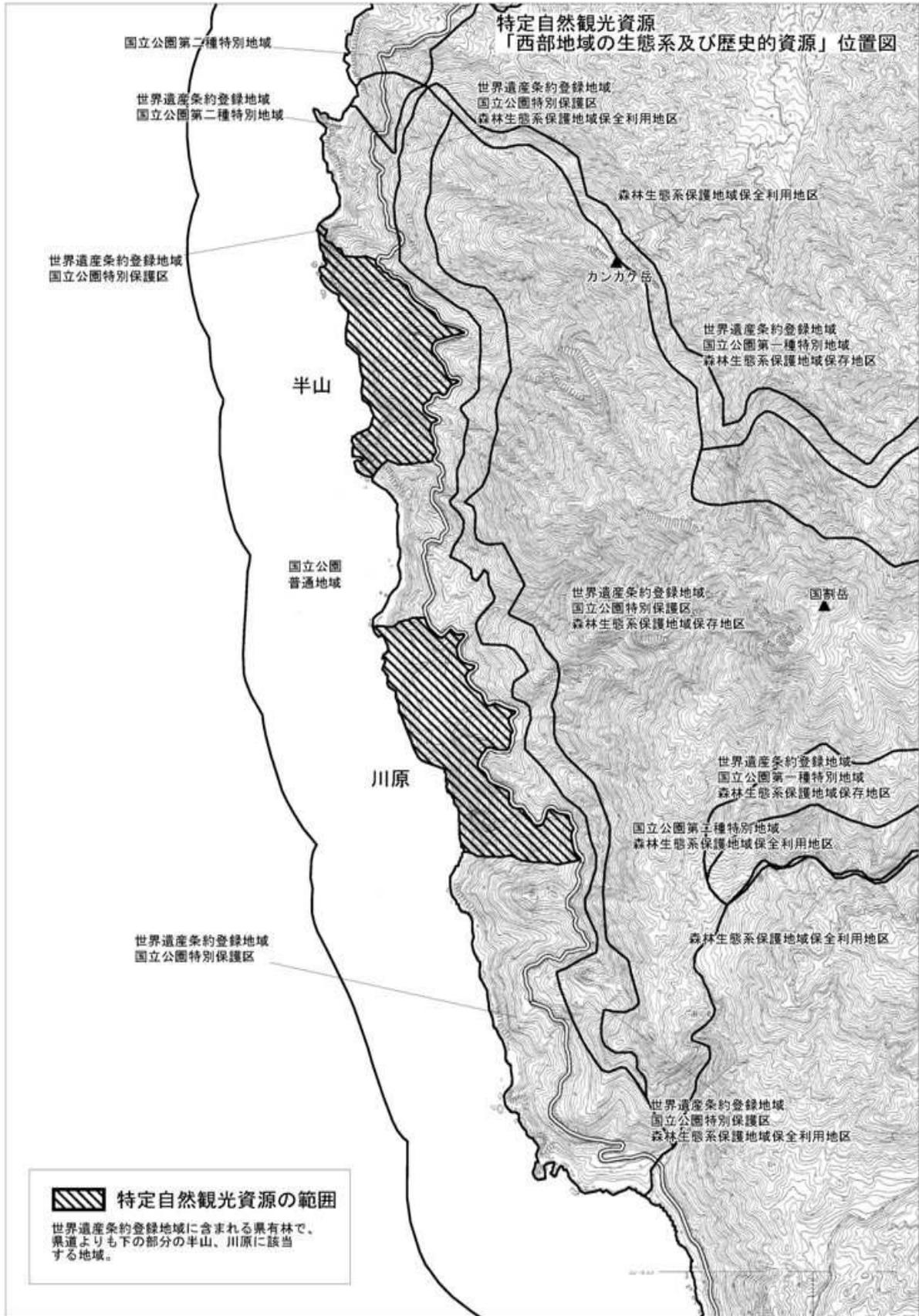
- ・ 営業活動により立ち入るガイドについては、別途屋久島町長が認めるガイドに限る。
- ・ 観光客は別途屋久島町長が認めるガイドに同行する者に限る。

⑥ 立入りの承認を要しない行為

- ・ 非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。
- ・ エコツーリズム推進法施行規則第 7 条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合（枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する、法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと等）。

⑦ 行為規制

- サルやシカ等の野生動物に餌を与えること
- 林内に動物（盲導犬・介助犬・聴導犬、猟犬を除く）を連れて行くこと
- 住居跡地等に所在する食器、林業器具等を持ち去ること
- 決められた区域以外に立ち入ること



その他

<奥岳地域の生態系及び自然景観>

屋久島は、標高 1,000m 以上の峰々が数多く連なり、一般的に里部から望める所は前岳、それ以外の部分は奥岳と呼ばれています。奥岳地域には、九州最高峰かつ日本百名山でもある宮之浦岳を筆頭に、標高 1,800m を超える高峰が連なり、高標高域にはヤクシマシャクナゲやヤクシマダケ群落が広がっています。また、花之江河や小花之江河といった高層湿原、登山道脇の苔上や小規模な沢周辺の湿地、水が滴る斜面上等には、多くの希少植物が生育するとともに、花崗岩の岩肌には特異的な岸壁植生が発達しています。

奥岳地域の利用者のほとんどは、淀川登山口から入山する宮之浦岳日帰り登山者であり、その他に黒味岳日帰り登山者や淀川登山口から荒川登山口までの縦走者などがいますが、近年の登山者数は年間 15,000 人のほぼ横ばいで推移しています。浸食による歩道の拡幅や、踏み込みによる登山道脇に生育する希少な高山植物の荒廃等が部分的に見られるほか、休憩場所周辺でトイレ痕が多く見られる等、自然環境への影響も懸念されています。

本地域については、屋久島ルールの適正な運用を前提としたうえで、今後の利用者の動向と自然環境への影響をモニタリングしながら、今後も継続的に保護措置について検討していくこととします。

利用実態	<ul style="list-style-type: none"> ・奥岳地域の利用者のほとんどが、淀川登山口から入山し、その大部分が宮之浦岳日帰り登山者である。 ・近年は黒味岳を目的とした利用も多くみられる。 ・淀川口からの入山者は、ここ 10 年間約 15,000 人で推移しており、ヤクシマシャクナゲ開花期（特に表年）に登山者が比較的多くなる傾向がある。 ・全体的に山の利用マナーに対する意識は高いものの、時期的に増加する登山者によってはマナーが乱れる傾向にある。 	
近年の動き	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年に、自分のし尿を自分で持ち帰る携帯トイレの取り組みが開始。 	
利用により生じた主な変化・問題	1. 自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・登山道脇の苔上や、小規模な沢周辺の湿地、水が滴る斜面上等に、特異的な高山植物が多く生育するが、踏み込み等によって植生の荒廃が見られる箇所も存在する。 ・花之江河、投石平、宮之浦岳山頂付近などではトイレ痕が散見される。
	2. 利用環境	<ul style="list-style-type: none"> ・GWや夏休み、秋季連休などにおいて、避難小屋の収容力を超えた宿泊客数の利用により、利用者同士の諍いが見られるほか、ゴミの放置などが存在する。
	3. 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・軽装の登山者が少なく、安易な入山に伴う事故は少ないが、霧による道迷いや体力・技術不足に伴う事故等は発生している。